

令和7年度目黒区立保育園給食調理業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、区立保育園給食調理業務委託を行う最適な契約候補者を、価格のみならず、企画力、技術力、業務実績、業務実施体制等を含めた総合的な判断により選定する公募型プロポーザル方式で実施するに当たって、必要な手続き等について定めるものです。

2 委託対象園

目黒区立第三ひもんや保育園（目黒区碑文谷5-15-19）

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、業務評価の結果によって、翌年度に同一受託者と随意契約する場合があります。

令和9年度末をもって閉園のため、同一受託者との随意契約は翌年度以降1年間（初年度を含め通算2年）を限度とします。

4 概算費用（提案限度額）

30,600千円（税抜き）

概算費用を超えた見積金額の提案は無効とします。

5 予定園児定員（予定食数）

- ・令和8年度 99名
- ・令和9年度 88名

※区立保育園の統合・閉園により、翌年度以降、園児定員の変更を予定しております。

翌年度以降に随意契約する場合、原則、園児定員の変更による契約金額の変更は行いません。

ただし、上記以外の園児定員の変更があった場合は、契約金額の変更を行うことがあります。

6 委託業務内容

- (1) 区が発注・購入した食材料等の検品作業
- (2) 区が提供する食材を使用し、保育園の調理室、調乳室での調乳・調理・盛り付け（仕込み、調理、炊飯、盛り付け、配膳）
- (3) 後片付け（食器、食器取り扱い器具の洗浄及び消毒、残飯・残菜の記録及び処理、台車・配膳台の清掃及び消毒）
- (4) 打合せ、献立反省会等への出席
- (5) 施設管理（調理室等の衛生管理、機械・器具類の管理（消毒、乾燥管理）、食品の衛生管理、防火管理、調理室の戸締り等）
- (6) その他上記の業務に附帯する業務（食材の管理、麦茶等の準備、園児の食事状況の確認、園の食育活動への支援・協力）

※献立の作成及び食材料の購入・発注は、各区立保育園に配置している栄養士が行います。

7 業務日及び休日

- (1) 業務日 月曜日から土曜日
- (2) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する日及び年末年始（12月29日から12月31日、翌年の1月2日から1月3日）

8 参加要件

次の全ての要件を満たしていることを当該業務に係る参加要件とします。要件の基準日は、「プロポーザル参加申込書（様式1）」の提出日とします。

- (1) 目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成2年4月1日付け目総契第740号決定）別表第1及び別表第2に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付け目総契第4070号決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス入札参加資格で目黒区に営業種目「病院給食・学校給食」共同格付C等級以上で格付けされ、特別区内で保育園給食調理業務委託契約実績がある事業者であること。
- (7) 過去3年間において、地方公共団体の認可保育所において、同程度の規模の契約を数回以上にわたって締結し、これら全ての契約上の義務を適正に履行していること。

9 業務委託の条件

次の全ての条件を満たすことが必要となります。

- (1) 目黒区が作成する仕様書により給食調理業務を実施する。
なお、仕様書別紙4については、業務に関する部分のみ一部抜粋して公開しています。
- (2) 調理食数に応じた給食提供を適切に行える調理従事者の配置体制を講じること。なお、配置した調理従事者の過半数以上が、保育園調理業務の経験を有する者であること。
- (3) (2)の調理従事者から、業務責任者2名（離乳食担当及び幼児食担当各1名）を選任すること。また、業務責任者は正規の常勤社員とし、保育所における常勤での給食調理業務経験を2年以上有し、かつ調理師又は栄養士の資格を有する者とすること。
- (4) (2)の調理従事者から、業務責任者を補佐する業務責任者代理を1名選任すること。また、業務責任者代理は、正規の常勤社員とし、調理師又は栄養士の資格を有する者とすること。なお、業務遂行に支障がない場合に限り、業務責任者代理を設置しないことができるものとする。
- (5) 業務開始に当たり、事前に区と十分な打合せを行うこと。
- (6) 本業務における労働者等の適正な労働条件を確保するため、契約期間中は目黒区公契約条例（平成29年12月7日 目黒区条例第36号）の適用を受けることとなる。詳細は、目黒区公契約条例及び目黒区公契約条例施行規則を参照すること。

10 提出書類に関すること

参加の申込みをする事業者は、次に掲げる書類を目黒区に提出すること。

なお、目黒区はその内容を事業者の資格、企画提案として評価を行います。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）

※「8 参加要件」に記載の資格要件のうち、(6)及び(7)に記載の給食調理業務の実績が確認できる契約書の写しを添付すること。なお、契約書の写しは「件名」「契約期間」「契約の相手方の印」が確認できるものとします。

② 見積額調査書（様式2）

※見積額の内訳（人件費・衛生管理費・その他経費等）が確認できる書類を添付すること。
(様式は自由)

※業務に従事する労働者に対する人件費は、目黒区公契約条例に規定する労働報酬下限額
1時間当たりの単価1,496円以上としてください。なお、見積もりを依頼する際は、提示する金額の変更が予定されています。

- ③ 会社概要（様式3）
- ④ 提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書（様式4）
※本書類は評価には関係しません。
- ⑤ 企画提案書（様式は自由）
別紙1の提案書必要項目のすべてについて記載したものとします。

(2) 部数

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）1部
 ② 見積額調査書（様式2）
 ③ 会社概要（様式3）
 ④ 不開示希望部分・理由の疎明書（様式4）
 ⑤ 企画提案書 表紙に事業所名を記載したものを1部、事業所名を除いたものを8部
- 表紙に事業所名を記載したものを1部
- ただし、⑤はA4判縦で作成し、見易い位置に連番で頁番号を付し、A4縦型フラットファイルに左穴あけ綴じにしたものと提出すること。

(3) 注意事項

- ① 選定された企画提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則り、原則全部開示とします。
 したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等について開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項がある場合には、様式4「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。
 なお、不開示部分についての開示・不開示の最終判断は区で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。
- ② 企画提案書には、参加者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないでください。例えば、会社のロゴマーク、施設、社員（職員）の経歴や保有資格、写真などがこれに当たります。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えてください。なお、そのような記載があった場合には企画提案書を受理しないことがあります。
- ③ 落選事業者の提出書類は一切公表いたしません。

1.1 審査スケジュールと提出期限

(1)	公募開始・実施要領の公表	令和7年12月1日(月)
(2)	委託先保育園の見学 第三ひもんや保育園	令和7年12月3日(水) 10時～12時 令和7年12月5日(金) 10時～12時
	見学希望の締め切り	<u>各見学希望日の前日15時</u> • 保育課へ電子メールにてお申し出ください。メールの件名は必ず「 <u>給食調理業務委託公募 見学</u> 」としてください。 • フリーメールアドレスからメールを送信されると区のセキュリティ上受信できない場合があります。 • 送信未達を防ぐため、必ず受信確認の電話をしてください。 • 見学希望者数によっては、時間を調整する場合があります。 • 参加者は2名までといたします。 • 調理室内を見学する場合は白衣・帽子・マスク・調理室

		<p>用靴をご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平に回答する観点から、質問は見学後質問票でお受けいたします。(見学中の質問は不可です。) ・保育園に駐車場はありません。 ・保育園へ直接の問い合わせや上記日程以外での保育園への立ち入りはできません。
(3)	質問の締め切り	<p>令和7年12月8日(月)16時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問票(別紙2)を保育課へ電子メールにて提出してください。メールの件名は必ず「<u>給食調理業務委託公募 質問</u>」としてください。 ・送信未達を防ぐため、必ず受信確認の電話をしてください。
(4)	質問への回答	<p>令和7年12月10日(水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答を希望する全事業者あてに質問者名を伏せた上で、全ての質問及びその回答を電子メールに添付して送付します。 ・質問を提出した事業者以外で回答の送付を希望する場合は、<u>令和7年12月8日(月)16時</u>までに保育課へ電子メールを送付してください。メールの件名は必ず「<u>給食調理業務委託公募 質問回答送付希望</u>」としてください。 ・送信未達を防ぐため、必ず受信確認の電話をしてください。 <p>※質問票を提出した事業者は、本メールの送付は不要です。</p>
(5)	<u>参加申込書の提出期限</u> ①プロポーザル参加申込書 (様式1)	<p>令和7年12月8日(月)16時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類を添付し、電子メールにて提出してください。 <p>※提出期限までに左記書類が到達しなかった場合は、<u>参加資格を失います。</u></p>
(6)	提案予定者選定結果の送付	<p>令和7年12月10日(水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加申込者の参加資格の有無を確認し、提案予定者を選定します。当該結果を電子メールにより送付します。
(7)	<u>提案書等の提出期限</u> ②見積額調査書(様式2)、③会社概要(様式3)、④不開示希望部分・理由の説明書(様式4)、⑤企画提案書	<p>令和7年12月19日(金)15時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持参または郵送にて提出してください。 <p>※提出期限までに左記書類が到達しなかった場合は、<u>参加資格を失います。</u></p>
(8)	第一次審査(書類審査)	令和8年1月7日(水)以降
(9)	第一次審査結果の送付	令和8年1月中旬頃
(10)	第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年1月中旬頃
(11)	第二次審査結果の送付	令和8年1月下旬頃
(12)	第三次審査(調理現場観察)	令和8年2月上旬頃
(13)	最終結果の送付	令和8年2月中旬頃

1 2 書類提出先・問合せ先

〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎本館2階
 目黒区子ども若者部保育課保育係 担当 石井
 (直通電話) 03-5722-9865

(メールアドレス) hoiku01@city.meguro.tokyo.jp

1.3 選定方法・評価基準

(1) 選定委員会の設置

別に定める「令和7年度保育園給食調理業務委託業者選定委員会設置要領」に基づき、保育園給食の実施に最もふさわしい委託候補事業者を選定することを目的に、区立保育園給食調理業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 選定方法

ア 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

イ 委託候補事業者は、選定委員会において、書類審査による第一次評価、プレゼンテーションによる第二次評価、受託保育所の調理現場視察・ヒアリングによる第三次評価を行い、第一次評価点、第二次評価点、第三次評価点の合計点が最も高い事業者を、本業務に最適な契約候補者として選定します。

なお、参加事業者数によっては、書類審査による第一次評価の評価点順に第二次評価対象者数を3者程度に選定することがあります。

ウ 応募事業者資格の確認審査

選定委員会事務局は、提出書類により応募事業者の資格を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

(3) 第一次審査（書類審査）

ア 概要

見積額調査書（様式2）、会社概要（様式3）及び企画提案書の内容を評価し、第一次評価点とします。

イ 評価基準

評価項目	評価の視点
保育園給食への理解	<ul style="list-style-type: none">保育園における給食の意義や目的への理解。乳幼児の健康管理・増進への考え方、乳幼児への対応。食育に対する考え方、取組。保育園行事等への対応。
業務の実施	<ul style="list-style-type: none">調理従事者の配置計画、人事管理。調理従事者の定着や確保に向けた考え方、取組。保育園長、保育士、栄養士等との連携や協力体制。衛生管理に関する考え方、取組。食材の検品作業に関する考え方、取組。本社・拠点事業所のバックアップ機能・体制（巡回指導、業務点検、配置職員の管理等）
業務の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none">区の直営から委託への引継体制、タイムスケジュール。円滑な業務の引継ぎに向けた工夫。
アレルギー対応等	<ul style="list-style-type: none">アレルギー食、宗教食、園児の体調等に合わせた給食の提供についての考え方、取組。
人材育成	<ul style="list-style-type: none">社員の教育指導又は訓練・研修体制（配置前研修を含む）。
非常事態の予防、発生時の対応	<ul style="list-style-type: none">食中毒や異物混入の予防対策。事故等発生時の対応。調理従事者の休暇・疾病等への対応。
その他	<ul style="list-style-type: none">他者に比べて優位性があるか。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア 概要

目黒区役所総合庁舎において、企画提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

イ 評価基準

主に、説明内容の信頼性、企画提案内容の実現性、取組姿勢、質疑応答への対応で評価します。

ウ 実施日時等

項目	内容
候補日時	令和8年1月19日（月） ※集合時間は別途通知します。
会場	目黒区総合庁舎内会議室を予定。
内容	提案書等の内容についての説明（20分） 質疑（30分） ※質疑の時間等により、時間は多少前後することがあります。
その他	・パソコン、スクリーン、プロジェクター等を使用する場合は、参加事業者が用意してください。 ・画面内に商号、名称及びロゴマーク等事業者を特定または推測できるものが映り込まないよう努めてください。 ・出席人数は3～4人までとしてください。

（5）第三次審査（受託保育所の調理現場視察・ヒアリング）

ア 概要

既に受託している保育園の調理現場の視察とヒアリングを実施させていただきます。

視察では、調理室等の状況を確認するとともに、実際に調理した給食の検食を実施させていただきます。

ヒアリングでは、受託保育所に配属されている業務責任者及び施設管理者（園長）に対し、選定委員会の委員が質問する形式で、ヒアリングを実施します。

イ 評価基準

評価項目	評価の視点
調理室等の視察	・調理従事者の衛生管理、健康管理。 ・施設や設備の状況。 ・調理作業の状況。 ・園児との関わりやふれあい。
検食	・園児の発達段階や健康状態に応じた工夫や配慮。 ・味・固さ・柔らかさ・大きさ。 ・見た目の色彩や盛り付け。
ヒアリング	主に、説明内容の信頼性、企画提案内容の実現性、取組姿勢、質疑応答への対応で評価します。

ウ 実施日時等

次のいずれかの日程で実施します。

候補日	令和8年2月4日前半（水） 2月5日前半（木） 2月6日前半（金） 2月9日前半（月）
-----	--

実施日、視察対象の保育園、訪問時間等の詳細については、第三次審査の対象となった事業者との協議により、別途決定いたします。

（6）最終決定

第一次評価点、第二次評価点及び第三次評価点の合計点が最も高い事業者を、本業務に適性な契約候補者として選定します。

なお、選定する事業者は、総合点数が60%以上となった事業者を対象とします。

また、第一次審査、第二次審査及び第三次審査の評価が同点となった場合は、選定委員会で定めた審査基準により、順位を決定します。

(7) 審査結果の通知

第一次審査から最終決定までの結果の通知は、合否を問わず、それぞれ審査の対象となる事業者全てに通知します。

14 参加者の失格・無効

- (1) 「8 参加要件」を満たさなくなった場合は、失格とします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は重大な過失による不実記載等がある場合は、失格とします。
- (3) 選定後において、(1)又は(2)に相当することが判明した場合は、当該選定結果を無効とし、失格とします。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合は、失格とします。
- (5) 提案した価格が「4 概算費用（提案限度額）」を超えた場合は、提案を無効とします。
- (6) 「9 業務委託の条件」に掲げる調理従事者の配置条件を満たしていない場合は、提案を無効とします。

15 その他留意事項

- (1) 本件に参加し、提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 都合により当該プロポーザルを途中で辞退する場合は、参加辞退届（様式自由）を提出してください。
- (3) 期間内に提出された書類で訂正又は差し替えがある場合は、提出期限の最終日（令和7年12月19日（金）15時）まで訂正を認めます。
- (4) 本提案に関する提出書類は、返却しません。
- (5) 提出書類については、この募集要項による契約候補者の選定の目的のみに利用します。

ただし、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）に基づき、提出書類等を公開することができます。その際は、事業者から提出された、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書（様式4）の内容を勘案し、開示・不開示の判断をいたします。

(6) 契約について

契約について選定した委託候補事業者とは、随意契約により業務委託をします。

ただし、本件は、令和8年度当初予算が目黒区議会にて可決された場合において、令和8年4月1日に給食調理業務委託の契約が確定されることを前提とした準備行為であることに注意してください。

なお、委託事業候補者が辞退した場合又は区がやむを得ないと認める理由により委託事業候補者が区と契約締結ができない場合は、次点の候補者を繰り上げて、企画提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様を決定します。

ただし、その場合においても、次点の候補者と協議が不成立となり契約締結が見込めないと判断した場合などは、選定委員会で合議の上、取扱を決定します。

(7) 事業者の公表

応募の状況、決定した事業者名及び選定結果の概要については、区のホームページで公表します。ただし、決定事業者以外の申請者名、応募内容等は公表いたしません。

以

上